

令和5年度第2回朝霞市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議  
次 第

日 時 令和5年10月23日（月）  
午前10時から

会 場 朝霞市役所 大会議室（手前）

1 開 会

2 議 題

（1） 令和5年度上半期の取組事業について

（2） 第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画の素案について

（3） その他

3 閉 会

## 第9期 朝霞市

### 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）

（計画素案）





はじめに





# 目次

## 第1章 計画の策定にあたって

第1節	計画策定の背景・趣旨	1
第2節	計画の法的位置付け	1
第3節	これまでの高齢者福祉計画・介護保険事業計画	2
第4節	これまで本市が目指してきたもの	3
第5節	日常生活圏域の設定について	5
第6節	第8期計画の振り返り	6

## 第2章 計画の目標と取組

第1節	計画の基本理念・基本目標	9
第2節	施策目標	10
第3節	施策体系	12
第4節	取組の重点化	14
第5節	施策の展開	17

## 第3章 介護保険事業の見込みと保険料の設定

第1節	介護保険料の算定手順	41
第2節	介護保険サービスの利用見込み	42
第3節	第9期介護保険事業費	44

## 第4章 計画の推進にあたって

第1節	多様な主体との連携	51
第2節	計画の進行管理と評価・点検	51

## 資料編

資料1	高齢者を取り巻く現況	
資料2	第8期計画の取組評価	
資料3	圏域特性（圏域カルテ）	
資料4	国の基本指針の概要	



資料 5	アンケート調査結果の概要 .....
資料 6	計画案に対するパブリック・コメント手続等への対応 .....
資料 7	策定経緯.....
資料 8	計画の策定体制 .....
資料 9	朝霞市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議条例 .....
資料 10	朝霞市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議委員名簿.....
資料 11	用語の解説 .....



## 第 1 章 計画の策定にあたって

---





## 第1節 計画策定の背景・趣旨

国立社会保障・人口問題研究所が令和5年度（2023年度）に公表した「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（※出生中位（死亡中位）推計）によると、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）から令和25年（2043年）にかけて、高齢者人口がピークとなり、高齢化率は、令和2年（2020年）の28.6%から令和22年（2040年）には34.8%まで上昇することが予測されています。特に、85歳以上の高齢者が急増することによる多様な介護ニーズへの対応は、現在の我が国の社会保障制度を持続していく観点からも、重要な取組課題のひとつとされています。

本市では、令和2年度（2020年度）に「第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下「第8期計画」という。）を策定し、「人と人がつながり 支え合い いつまでも笑顔と生きがいを持って暮らしつづけるまち 朝霞」を基本理念に据え、誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けられるよう、高齢者福祉に関する取組を進めてきました。

「第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）は、第8期計画が令和5年度（2023年度）で終了することから、新たに令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3か年を計画期間として策定するものであり、本計画に基づき、引き続き、高齢者福祉に関する取組を進めていくものとします。

## 第2節 計画の法的位置付け

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として策定する計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条第1項の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定する計画です。

「老人福祉法（第20条の8第1項）」

市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

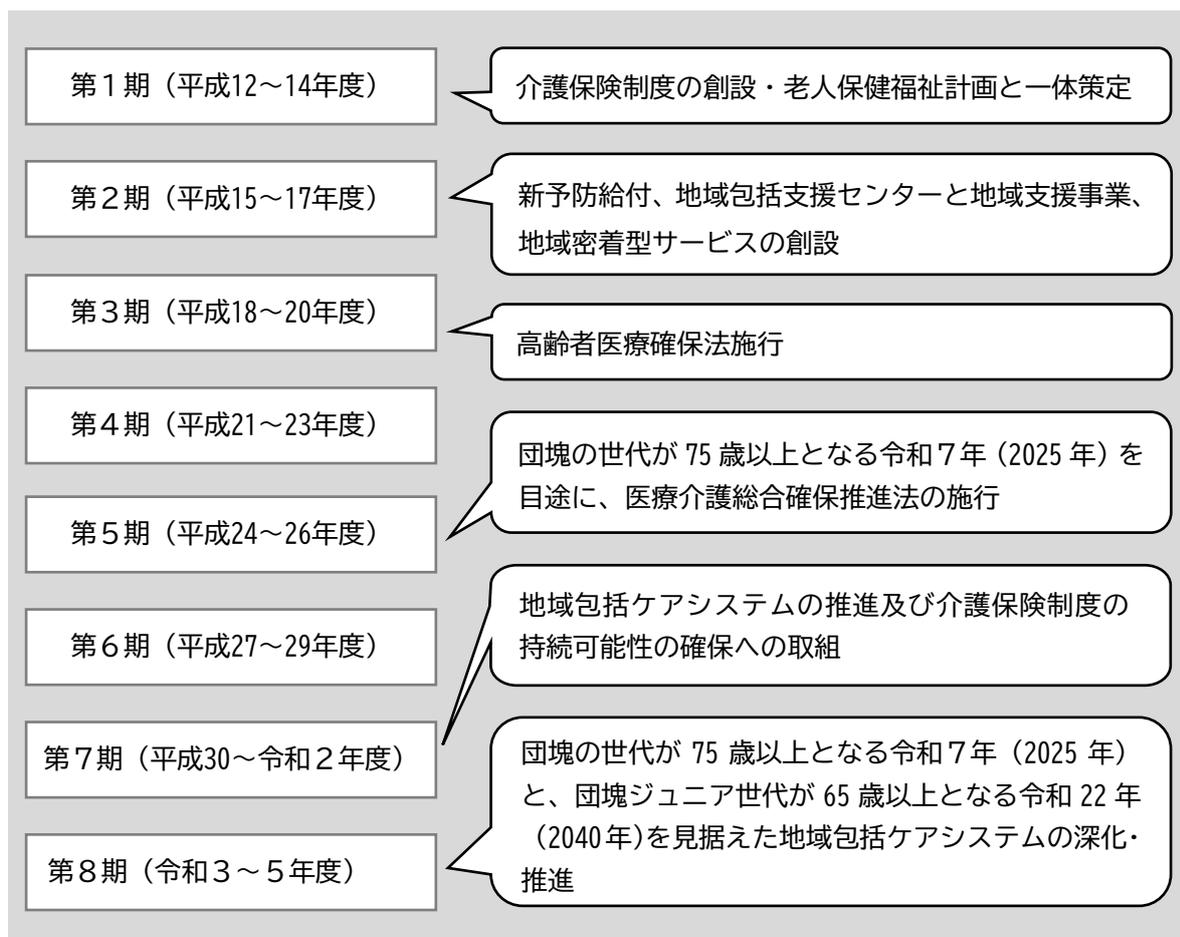
「介護保険法（第117条第1項）」

市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

### 第3節 これまでの高齢者福祉計画・介護保険事業計画

第1期（平成12～14年度）では、介護保険制度が創設され、老人保健福祉計画と一体的な計画を策定しました。第2期（平成15～17年度）では、新予防給付、地域包括支援センターと地域支援事業、地域密着型サービスの創設について施行し、第3期（平成18～20年度）では、高齢者医療確保法が施行されました。第5期（平成24～26年度）では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を目途に、医療介護総合確保推進法が施行されました。第7期（平成30～令和2年度）では、地域包括ケアシステムの推進及び介護保険制度の持続可能性の確保への取組を入れ込みました。第8期（令和3～5年度）では、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）と、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据えた地域包括ケアシステムの深化・推進を行ってきました。

第8期計画までの国による制度改定の経過



## 第4節 これまで本市が目指してきたもの

本市では、これまで、団塊の世代すべてが75歳以上となる令和7年（2025年）と団塊ジュニア世代すべてが65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、地域包括ケアシステムの深化・推進にむけた取組を推進するとともに、誰もが住み慣れた地域で安心して人生の最期まで尊厳を持って暮らすことができる地域共生社会の実現を目指してきました。

以下に、第8期計画で目指してきた3つの施策目標とその概要について整理します。

### 施策目標Ⅰ 健康づくりと介護予防・生活支援の充実

様々な機会を通じて高齢者の健康づくり・生きがいづくりに取り組むとともに、フレイル予防や介護予防の推進に努めることで、元気高齢者が増えていくことを目指します。さらに、地域活動の参加を促進するなど、人と人とのつながりを支援します。

### 施策目標Ⅱ 安心して暮らすことができる体制の整備

たとえ、介護が必要な状態となっても、安心して暮らしていくために、在宅医療と介護の連携による支援の充実や、重度化防止への取組、認知症施策の推進に努めるとともに、地域における見守り体制の整備や地域包括支援センターの機能強化など、地域生活の支援の充実を図ります。さらに、高齢者の権利擁護や災害及び感染症対策を推進し、安心して暮らし続けられるまちづくりに努めます。

### 施策目標Ⅲ 介護保険制度の安定的な運営

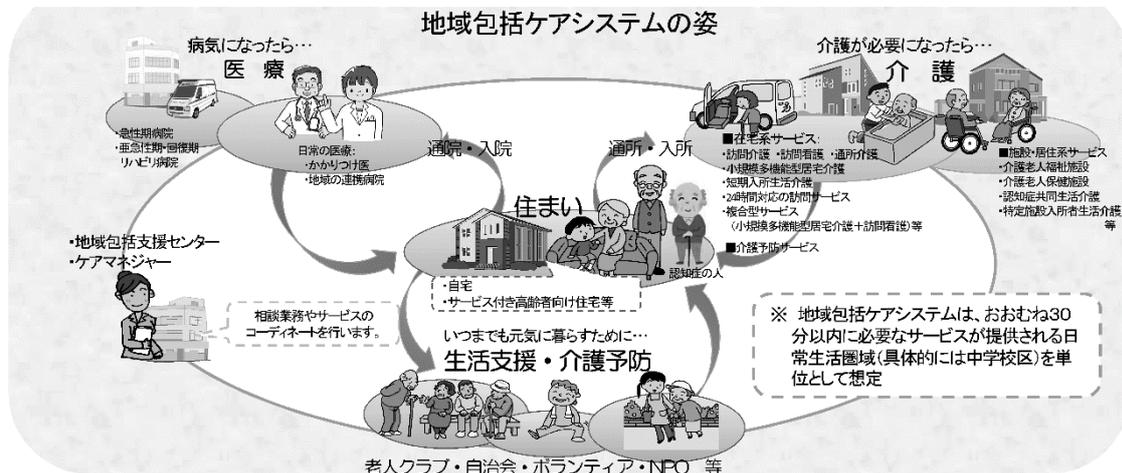
介護サービスを必要とする方に適切なサービスが行き届くよう、介護保険制度の安定的な運営に努めます。また、住み慣れた地域で、質の高い、適切な介護サービスの維持・確保のために、サービス基盤及び人的基盤の整備を進めます。さらに、介護事業者に対する支援を推進するとともに、介護人材の確保や業務効率化に向けた取組の強化を図ります。

資料：第8期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を基に作成

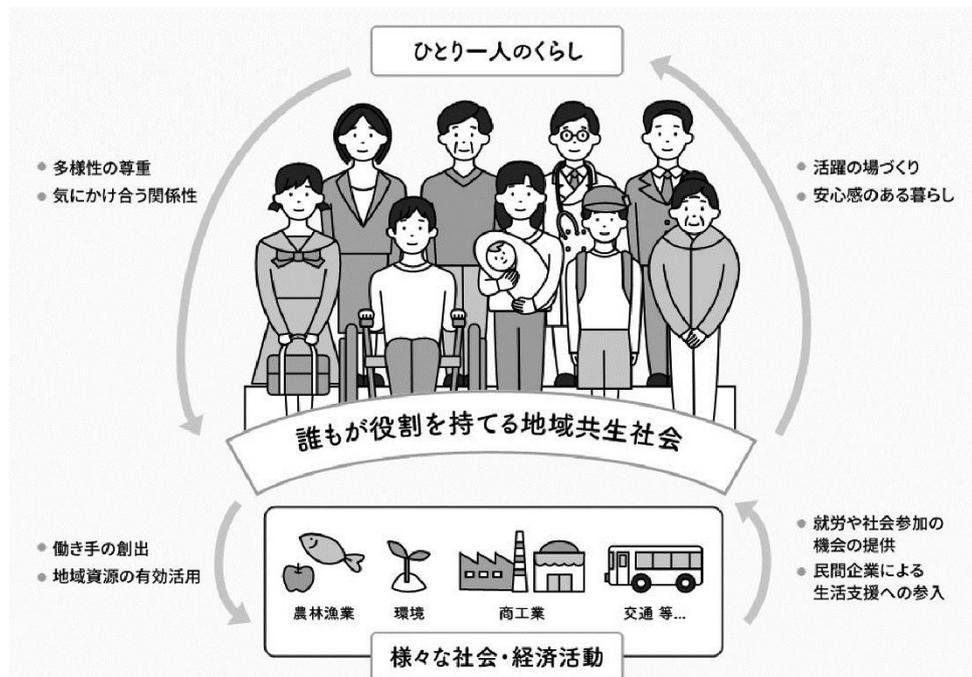
本計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進と地域共生社会の実現にむけた各種取組をさらに深化させるとともに、高齢化の進展に伴う多様な介護ニーズに対応した高齢者福祉施策の取組を推進していくことが必要となります。

**コラム**

**地域包括ケアシステム**とは、医療・介護・予防・生活支援・住まいが一体的に提供される体制のことを言います。



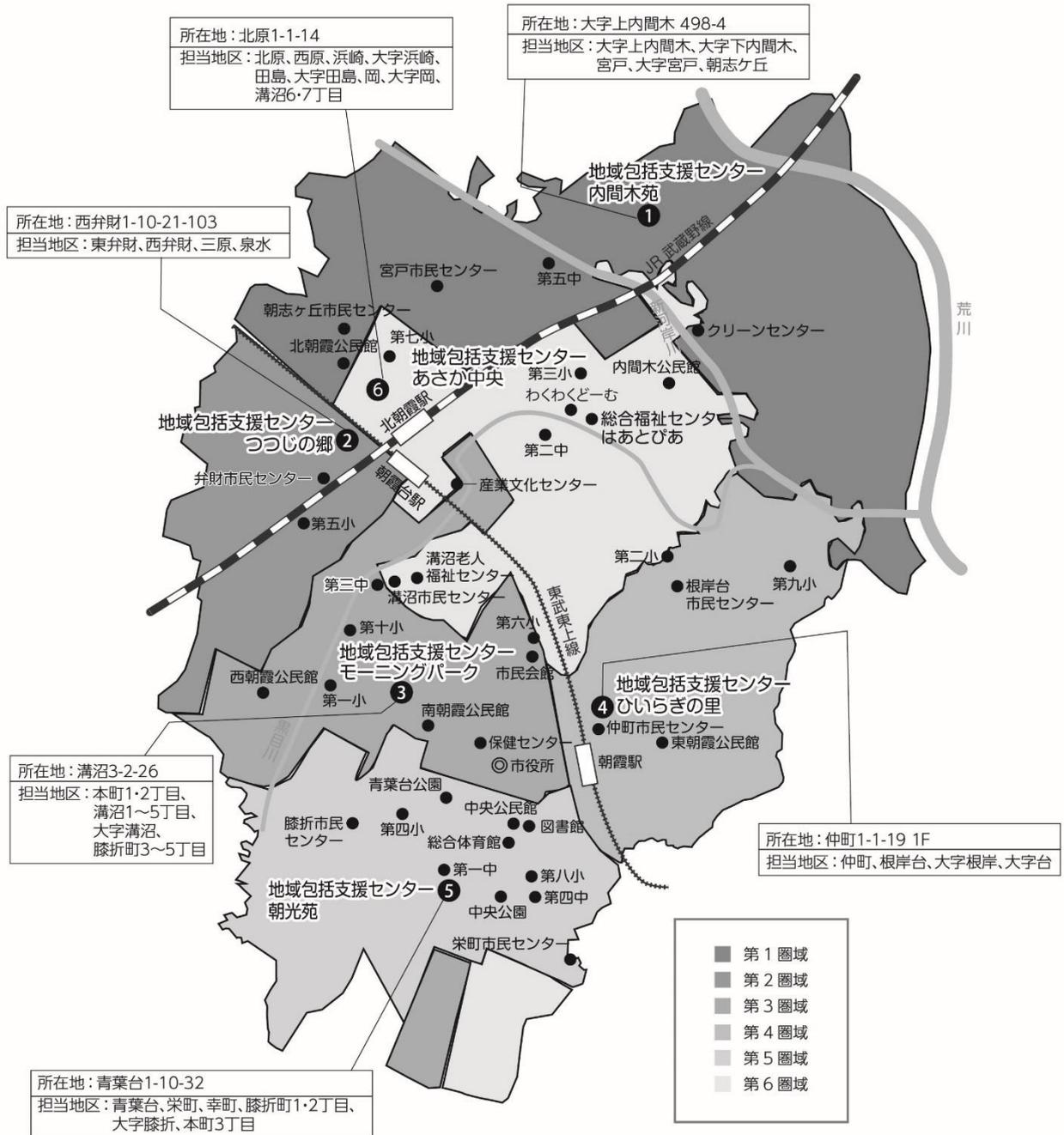
**地域共生社会**とは、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民ひとり一人が生きがいを持って生活できる地域とともに創っていく社会のことを言います。



資料：厚生労働省ホームページより

第5節 日常生活圏域の設定について

本市では、高齢者が住み慣れた地域で必要に応じた福祉サービスを、迅速かつ適正に受けられるように、日常生活圏域を6つに分け、地域包括支援センターを設置しています。



## 第6節 第8期計画の振り返り

第8期計画の振り返りは、以下のとおりです。

### 施策目標Ⅰ 健康づくりと介護予防・生活支援の充実

高齢者の健康づくりと介護予防・生活支援の充実では、以下の3つの施策を進めてきました。

- ①生きがいづくり・社会参加の促進
- ②健康づくりの推進
- ③フレイル予防と一般介護予防の一体的推進

「生きがいづくり・社会参加の促進」では、高齢者の交流機会や学習機会の提供、老人クラブやシルバー人材センターへの支援などを通じた高齢者の社会参加や閉じこもり防止の支援、「健康づくりの推進」では、健康診査や人間ドックなどの各種保健事業や、健康に関する相談会及びその普及活動などに努めてきました。また、「フレイル予防と一般介護予防の一体的推進」では、一般介護予防事業などによる各種サービスの提供に努めてきました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症拡大の影響から、多くの事業における利用者の減少や、フレイル状態の高齢者の増加がみられ、思うように各事業を進めることが出来ない状況となりました。

令和5年（2023年）5月に、新型コロナウイルス感染症が「5類感染症」に移行されたものの、介護の現場や高齢者の環境においては、依然として厳しい状況が続いており、介護施設などでは感染対策に追われています。今後も感染状況等に注視するとともに、各事業の再開や拡大に向けた基本的な取組、実施方法などについて検討を進めることが必要と考えられます。

写真

## 施策目標Ⅱ 安心して暮らすことができる体制の整備

安心して暮らすことができる体制の整備では、以下の7つの施策を進めてきました。

- ①地域社会からの孤立防止
- ②認知症施策の強化・推進
- ③自立支援及び重度化防止に向けた取組の推進
- ④高齢者の権利擁護の推進
- ⑤災害や感染症対策の推進
- ⑥地域生活支援の推進
- ⑦地域包括支援センターの機能強化

「地域社会からの孤立防止」では、主として地域や事業者と連携した見守り支援などに取り組み、第8期計画期間中では、新たな民間事業者と見守り支援に関する協定を締結するなど、取組の強化を図りました。

また、「認知症施策の強化・推進」では、認知症対応への意識の啓発や認知症の早期発見・早期対応、認知症介護者への支援などに取り組みとともに、「自立支援及び重度化防止に向けた取組の推進」では、在宅医療・介護連携をはじめとした多職種連携の強化やACPに関する研修及び意見交換会の実施などに努めてきました。さらに、「高齢者の権利擁護の推進」では、成年後見制度の普及及び相談体制の充実、「災害や感染症対策の推進」では、避難行動要支援者台帳への登録の推奨、福祉避難所の拡充、実行性のある個別避難計画の検討など、多様な取組を進めてきました。

こうした取組は、高齢化の進展に伴う多様な介護ニーズへの対応、頻発する災害への備えとして、これからも、引き続き、継続して取り組んでいくことが必要と考えられます。

その他、本市では、令和4年度（2022年度）より日常生活圏域を5圏域から6圏域に変更し、よりきめ細やかな支援・サービスの提供に努めているところですが、今後は、上記の各種取組と併せて、高齢者が安心して暮らすことができるよりよい地域社会の実現にむけて、包括的相談体制の整備、第1層協議体の強化、関係機関との協議・連携による重層的な支援体制の整備などが必要であると考えられます。



### 施策目標Ⅲ 介護保険制度の安定的な運営

介護保険制度の安定的な運営では、以下の2つの施策を進めてきました。

- ①適正な介護サービス提供の維持・確保
- ②介護保険事業の適切な運営

「適正な介護サービス提供の維持・確保」として、新たに「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」を開設することができましたが、「看護小規模多機能型居宅介護」については第8期計画期間中に応募者がなく、開設することができませんでした。高齢者の住み慣れた地域での介護を支援するため、今後も、引き続き、地域密着型サービス事業所の整備を推進していくことが必要と考えられます。

また、「介護保険事業の適切な運営」として、国の「介護給付適正化計画に関する指針」に基づき実施してきましたが、いずれの事業においても点検件数が多いことから、今後は、事務負担の軽減を図りながら実施することが必要となります。

その他、介護事業者への支援では、各種報酬加算の内容や算定要件等について、広く事業者に周知を行ったことで、ほぼすべての事業者が処遇改善加算を取得することができましたので、今後も継続されるよう同様に取り組むことが必要となります。



写真



写真



## 第2章 計画の目標と取組

---





## 第1節 計画の基本理念・基本目標

第8期計画では、「人と人がつながり 支え合い いつまでも笑顔と生きがいを持って暮らしつづけるまち 朝霞」を基本理念に、また、「地域共生社会を支える地域包括ケアシステムの確立・住み慣れた地域で安心して暮らしつづけられる社会の実現」を基本目標に据え、誰もが住み慣れた地域で安心して、人生の最期まで尊厳を持って暮らすことができる地域共生社会の実現を目指してきました。

今後は、さらに高齢化の進展が予測されていることから、介護給付費の増加による保険料への影響や、認知症高齢者や医療と介護の両方を必要とする高齢者への対応、新たな感染症や光熱費等の物価上昇を見据えた高齢者を支える事業者への支援など、様々な変化に対応していくことが必要となります。

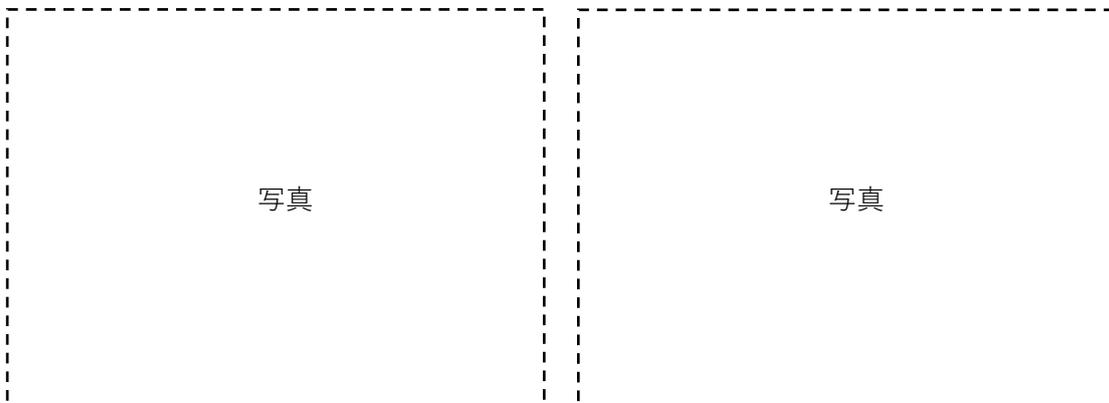
このような状況を踏まえながら、本計画では、これまでの理念や目標を継承しつつ、元気な高齢者を**増やす**まちと、地域ぐるみで高齢者を**支える**まちを目指し、以下の基本理念と基本目標を設定します。

### 基本理念



### 基本目標

地域包括ケアシステムの深化・推進 地域共生社会の実現



## 第2節 施策目標

第8期計画の振り返りや各種アンケート調査結果等から見えた課題などを踏まえ、本計画の基本理念と基本目標を実現するため、次の4つの施策目標に沿って高齢者の福祉施策を推進し、普及啓発を目的とした情報発信を行います。

### 施策目標Ⅰ 介護予防・健康づくりの推進

アンケート調査では、必要な高齢者支援として、「介護状態になることの予防や寝たきり予防のための支援」が最も多く挙げられていました。

高齢者がいつまでも幸せに暮らし続けるためには、健康であり続けることが重要な要素となります。

そのため、本計画では、ICTなどを用いた新たな取組も含め、様々な機会を通じて高齢者の健康づくりや介護予防に取り組むことで、元気高齢者を増やす地域社会の実現を目指していきます。

### 施策目標Ⅱ 見守り・生きがいつくりの推進

40歳から64歳までのアンケート調査では、7割近くの方が「見守り活動団体があることを知らない」と回答しています。また、65歳以上高齢者の地域活動への参加割合も減少しています。

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増える中、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域全体での見守り体制を充実することや、人との交流・社会参加を通じた高齢者の生きがいつくり活動を支援していくことが重要となります。

そのため、本計画では、地域の様々な活動団体・民間事業者・市民と連携しながら、これまで築いてきた見守りネットワークをさらに充実するとともに、地域活動をはじめとした高齢者の交流機会や社会参加の場を創出し、高齢者が生き生きと暮らし続けられる地域社会の実現を目指していきます。



**施策目標Ⅲ 高齢者支援サービスの充実**

アンケート調査では、自らが介護を受けることになった場合、「現在の住まいで、介護保険等の公的サービスの利用を中心に生活したい」と考えている方が多くを占めています。また、要介護者のうち、介護施設等への入所を検討されている方は、単身世帯で多くなっていることから、在宅医療と介護の連携体制の整備を進める必要があります。

今後、高齢者の増加と、それに伴う要介護者の増加、さらには認知症高齢者や単身世帯の増加などが予想される中、在宅サービスをはじめとした高齢者支援サービスの需要は一層高まることが予想されます。

本計画では、高齢者を取り巻く本市の現状と、社会的背景を踏まえた将来の介護ニーズを見据えたうえで、計画的な介護サービス基盤の整備を進めていくことで、介護が必要な状態となっても、誰もが安心して暮らし続ける地域社会の実現を目指していきます。

**施策目標Ⅳ 高齢者支援体制の充実**

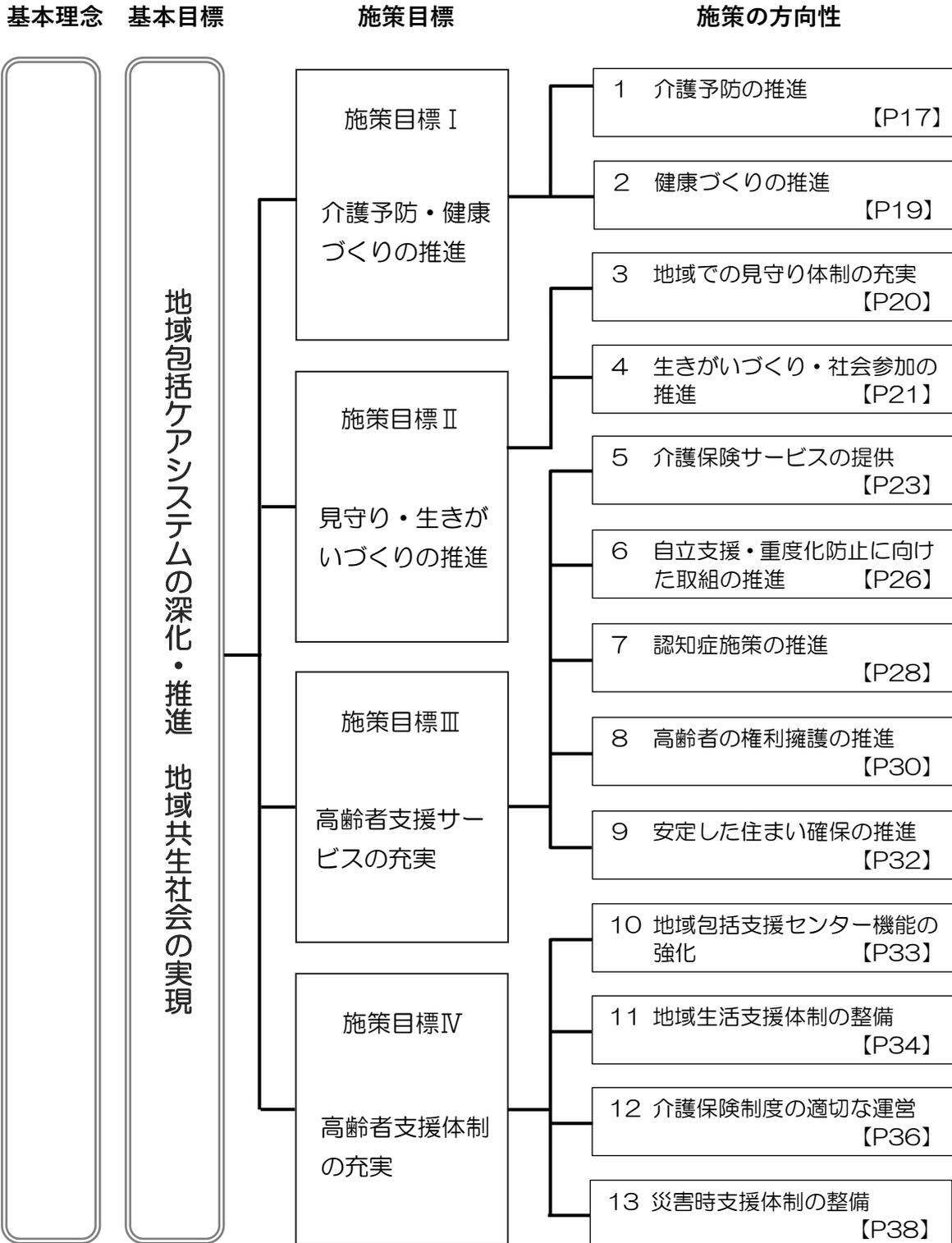
本市では、よりきめ細やかな高齢者支援サービスを提供するため、令和4年度（2022年度）に日常生活圏域を5圏域から6圏域に変更しましたが、少子高齢化や核家族化の進展、単身世帯やひとり親世帯の増加など、人口構造の変化がもたらす複合化・複雑化した問題を抱える個人や家族のニーズに的確に伝えていくためには、他機関との連携の強化や相談窓口の充実、さらに、必要に応じて高齢者を支える事業者への支援など、更なる支援体制の強化が必要となります。

また、近年の頻発する自然災害から高齢者や避難行動要支援者を守るために、引き続き、防災体制を強化していくことも必要となります。

本計画では、このような背景を踏まえ、高齢者をはじめ様々な問題を抱える個人や家族に対しても迅速かつ適切な支援が届けられるよう、関係部署や機関が連携し、重層的かつ包括的な支援体制を整備し、みんなで支え合いながら、いつまでも幸せに暮らし続けられる地域社会の実現を目指していきます。



第3節 施策体系



施策

1	介護予防・生活支援サービスの提供	【P17】
2	一般介護予防事業の提供	【P18】
3	健康管理事業の推進	【P19】
4	健康づくり事業の推進	【P19】
5	民間企業等と連携した地域見守りシステムの構築	【P20】
6	安心できる見守り支援事業	【P21】
7	老人福祉センターの運営、老人クラブ等の支援	【P21】
8	地域でのつながりと交流活動の支援	【P22】
9	居宅サービスの提供	【P23】
10	地域密着型サービスの提供	【P24】
11	施設サービスの提供	【P24】
12	在宅医療・介護連携の推進	【P26】
13	家族介護者への支援の充実	【P27】
14	自立生活支援の推進	【P27】
15	外出支援の充実	【P28】
16	認知症の正しい理解と啓発	【P28】
17	認知症の早期発見・早期診断・早期対応	【P29】
18	認知症の人とその介護者への支援	【P29】
19	認知症の人と共に生きる地域づくり	【P30】
20	成年後見制度の普及と相談体制の充実	【P30】
21	高齢者虐待防止の推進	【P31】
22	高齢者を詐欺などから守る支援	【P31】
23	老人福祉法に基づく施設サービスの提供	【P32】
24	その他高齢者の多様な住まいの確保にむけた支援	【P32】
25	地域包括支援センターの体制整備	【P33】
26	地域包括支援センターの役割機能の強化	【P33】
27	地域ケア・生活支援体制の充実	【P34～35】
28	切れ目のない支援・サービス提供体制の整備	【P35】
29	介護給付適正化の実施	【P36】
30	介護保険制度の適切なサービス利用と普及啓発	【P37】
31	介護事業者の支援	【P37】
32	介護人材の確保支援	【P38】
33	防災体制の支援	【P38】
34	地域や関係機関との連携の強化	【P39】



## 第4節 取組の重点化

### 1. 重点課題の設定

本計画では、第8期計画期間中の取組課題や将来の介護ニーズの変化等を踏まえて、以下の4つを重点課題として設定し、取組の強化を図ります。

#### 増やす取組

##### 重点課題1 一般介護予防事業の強化

一般介護予防事業とは、すべての高齢者を対象とし、いくつになっても自分らしくいきいきと暮らしていくため、介護予防や健康増進に取り組む事業です。

健康で元気な高齢者を増やし、活気のあるまちをつくるために、本計画では、必要な感染症対策を講じながら一般介護予防事業の各事業を実施し、多くの高齢者に参加していただくことを目的に「一般介護予防事業の強化」を重点課題と設定し、関連する各取組の拡充を図ります。

##### 重点課題2 高齢者の社会参加の促進

定年退職などで、現在、社会に参加していない高齢者の中には、家に閉じこもりがちになり、人と交流する機会が少なくなることで、認知症やうつ病を発症する方も少なくありません。また、計画策定に伴う各種アンケート調査の結果では、外出機会が少ない高齢者ほど健康状態がよくないことも確認されています。

第8期計画期間においては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による外出控えによって、フレイルが進行する高齢者が増加したことから、長い間、元気で過ごすためには、積極的に外出する機会を増やしていくことが必要と考えられます。

そのため、本計画では、定年退職した高齢者などが再び社会や人とのかかわり合いを持ち、いつまでも健康で元気に過ごせるよう、様々な交流場所や地域活動を充実することとし、「高齢者の社会参加の促進」を重点課題と設定します。



## 支える取組

## 重点課題3 在宅サービス基盤の充実

在宅サービスとは、介護を必要とする高齢者が住みなれた自宅で生活を送りながら利用できる介護保険サービスのことで、自宅で受けられる訪問サービスや介護事業所などに自宅から通う通所サービスなどがあります。

計画策定に伴う各種アンケート調査の結果では、介護が必要な状態となっても在宅での生活を希望される方が多く見られるとともに、介護の負担を軽減するために在宅サービスの拡充が求められていることが確認されています。

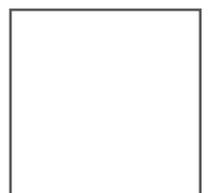
これらのことから、本計画では、介護を必要とする方が、自宅で安心して本人が望む生活を支え続けられるよう、市民のニーズを踏まえながら、将来推計に応じた必要な在宅サービスを適切に整備することとし、「在宅サービス基盤の充実」を重点課題と設定します。

## 重点課題4 重層的支援体制の整備

現在、本市では、市内6か所に地域包括支援センターを設置し、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護サービスや日常生活の支援に関することなど、様々な相談に応じるなど高齢者を総合的に支えるとともに各種施策において様々な支援に努めています。

しかしながら、近年では、80歳代の親が50歳代の子の生活を支えるいわゆる8050問題や育児と介護の時期が重なるいわゆるダブルケアなど、ひとつの世帯で複数の課題を抱えていたり、そもそも世帯全体が孤立化してしまっているケース等、市民の抱える課題が複雑化・複合化し、従来の支援体制では対応することが困難なケースが顕在化してきました。

これらの複雑化・複合化したケースを支援するためには、既存の支援機関等の機能や専門性を活かしつつ、相互の連携を強めるとともに、地域にも協力いただき、「高齢」、「生活困窮」、「子ども」、「障害」といった分野別の支援体制では対応しきれない地域住民の課題に対応できるような包括的（重層的）な支援体制を円滑に構築し、実践できるような仕組みが必要であることから、「重層的支援体制の整備」を重点課題と設定します。



## 2. 成果目標

各重点課題の成果を測る指標として、以下の各成果目標を設定します。

課題No.	重点課題	成果目標
重点課題1	一般介護予防事業の強化	・65歳以上の要支援認定者の割合の減少 ・一般介護予防事業ののべ参加者数の増加
重点課題2	高齢者の社会参加の促進	・住民主体の通いの場への参加者数 ・認知症施策の企画・立案の参加者数
重点課題3	在宅サービス基盤の充実	・看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備
重点課題4	重層的支援体制の整備	・重層的支援体制の整備完了 ・地域ケア会議の多分野における事例検討数

### 重点課題1 一般介護予防事業の強化

成果目標	R4年度	R6年度	R7年度	R8年度
65歳以上の要支援認定者の割合の減少【%】	4.5	4.4	4.3	4.2
一般介護予防事業ののべ参加者数の増加（※市主催分）【人】	4,129	4,500	4,800	5,000

### 重点課題2 高齢者の社会参加の促進

成果目標	現状	R6年度	R7年度	R8年度
住民主体の通いの場への参加者数（※月1回以上）【人】	1,069	1,200	1,400	1,600
認知症施策の企画・立案の参加者数【人】	-	1	2	3

### 重点課題3 在宅サービス基盤の充実

成果目標	現状	R6年度	R7年度	R8年度
看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備	0	0	1	1

### 重点課題4 重層的支援体制の整備

成果目標	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
重層的支援体制の整備完了	準備	準備	準備	整備完了
地域ケア会議の多分野における事例検討数	3	4	5	6



## 第5節 施策の展開

### 施策目標Ⅰ 介護予防・健康づくりの推進

#### 施策の方向性1 介護予防の推進

フレイルを予防するためには、適切な「運動」と「栄養バランス」の取れた食生活などが重要であるため、一般介護予防に代表される介護予防の各種取組の中に、それらの視点を踏まえて事業を継続することで、健康寿命の延伸を図り、元気高齢者の増加を目指します。

なお、各事業の推進にあたっては、引き続き、感染症対策に留意するよう努めます。

#### 施策1 介護予防・生活支援サービスの提供

主な取組	概要
訪問型サービスの提供	<p>訪問型サービスとは、介護保険によるサービスを利用しようとする対象者のもとを、看護師や介護士などが訪問し、生活援助や身体介護などを行うサービスであり、本市では、以下の訪問型サービスを提供していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●訪問介護相当サービス</li> <li>●訪問型サービス A</li> <li>●訪問型サービス C</li> </ul>
通所型サービスの提供	<p>通所型サービスとは、介護保険によるサービスを利用しようとする対象者が、通所介護施設で、生活機能の向上などのための機能訓練を受けるサービスであり、本市では、以下の通所型サービスを提供していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●通所介護相当サービス</li> <li>●通所型サービス A</li> <li>●通所型サービス C</li> </ul>



## 施策2 一般介護予防事業の提供

主な取組	概要
介護予防把握事業	要支援・要介護状態になる可能性の高い高齢者や、何らかの支援が必要な方を把握し、必要なサービスの提供や見守り支援につなげていきます。
体操教室等の実施	フレイル予防のための体操教室や健康指導・栄養改善のためのけんこうサロンを開催します。また、市民のニーズを踏まえ、新たに音楽を用いた取組を検討します。
地域介護予防活動の支援	地域住民が主体となって行う介護予防活動に対し、活動を強化するための意識啓発や保健師などによる健康教育事業、リハビリテーション専門職等による体操指導など、介護予防実践活動を支援します。また、住民主体の活動団体に対し、必要に応じて、保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士などを派遣します。
リハビリテーションサービスの提供体制の構築	高齢者の生活機能の維持・向上を図り、日常生活の活動能力を高めるリハビリテーションが必要であることから、関係機関等と連携してサービス提供体制の構築に努めます。
地域リハビリテーション活動の支援	リハビリテーション専門職と協働し、地域住民の通いの場における介護予防活動を支援するとともに、一定期間リハビリテーション専門職を派遣し、活動の継続と活性化に向けて支援します。
新たな地域の活動拠点の把握と活用	民間企業や空き家の活用など関係部署との連携を図り、幅広く介護予防の拠点が整備できるよう、地域資源マップを活用しながら、新たな地域の活動拠点の把握と活用に努めます。
一般介護予防事業と他の事業等との連携の推進	アンケート調査や、地域ケア会議、生活支援体制整備事業などから捉えた地域課題を踏まえて、一般介護予防事業の企画を進めます。



## 施策の方向性2 健康づくりの推進

各種保健事業や健康相談、健康教育事業を実施するほか、健康あさか普及員による幅広い年代層への健康増進の普及啓発に取り組むとともに、全国健康福祉祭を通じて、地域でのつながりや高齢者の支援、生きがいづくりにつなげていきます。

### 施策3 健康管理事業の推進

主な取組	概要
保健事業の実施	生活習慣病の予防や疾病の早期発見、生活習慣の改善及び早期治療などにより健康管理が図られ、健康で快適な生活が送れるよう保健事業を実施します。 ●健康診査の実施 ●人間ドックの実施
かかりつけの医師・歯科医師・薬剤師を持つことの意識啓発	医師会、歯科医師会、薬剤師会と協力し、かかりつけ医師などを持つことの重要性について、関係部署と連携して啓発していきます。

### 施策4 健康づくり事業の推進

主な取組	概要
健康相談の実施	体や心の健康等に関する相談を電話・来所・事業内等で実施します。
健康教育事業の実施	生活習慣予防やがん予防、歯周疾患予防、骨粗しょう症予防等の各種健康教育事業を実施します。
健康あさか普及員による健康づくり普及活動	健康あさか普及員とともに、幅広い年代層へ健康増進の普及啓発に取り組みます。
全国健康福祉祭（ねんりんピック）の開催	令和8年度（2026年度）に埼玉県で開催予定の全国健康福祉祭（ねんりんピック）について、競技会場市となった場合は、市民・関係団体と連携し、会場・競技運営を行うことで、地域でのつながりや高齢者の交流・生きがいづくりにつなげていきます。
高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施	KDBシステムによる後期高齢者の医療・検診・介護レセプトデータ等を用いて、地域の健康課題の分析や個別訪問を必要とする対象者等を把握し、医療機関等との連携・課題の共有を行います。また、高齢者が集う通いの場等で、フレイル予防の普及啓発や健康教育・相談を実施します。



## 施策目標Ⅱ 見守り・生きがいつくりの推進

### 施策の方向性3 地域での見守り体制の充実

地域の様々な活動団体、民間企業などと連携しながら、見守りのネットワークを構築し、地域ぐるみで高齢者をサポートしていく体制づくりに取り組みます。

また、市独自の各種見守りに関するサービスを周知し、必要な方に見守りが行えるように努めます。

#### 施策5 民間企業等と連携した地域見守りシステムの構築

主な取組	概要
地域団体等による新たな見守り活動の支援	住民主体の活動の際や、医師会、薬剤師会による関わりや訪問診療時など、既存の見守り事業だけでなく、新たな地域の見守り活動の仕組みを検討します。
配食サービス	市で契約した事業者が栄養のバランスの取れた昼食をお届けし、その際に利用者の安否確認を行います。
乳酸飲料配付事業	市で契約した事業者が、75歳以上の高齢者世帯に対して、乳酸飲料を直接手渡し、声かけなどにより、安否確認を行います。
新聞販売店見守り活動	新聞販売同業組合と協力し、高齢者の見守り活動を行います。
民間企業による見守り活動の支援	見守り協定を締結している企業による高齢者の見守り活動を行います。また、新たな企業との締結を行うなど、活動の拡充を図ります。

イラスト



## 施策6 安心できる見守り支援事業

主な取組	概要
安心見守り連絡カードの配付	一人暮らしの高齢者に対して、緊急連絡先などの情報が記入された安心見守り連絡カードを配付し、カードを冷蔵庫等に貼りつけておくことで、緊急時に救急隊員や関係機関に素早く情報が伝わるようにします。
緊急通報システム事業	脳疾患等をお持ちの一人暮らしの高齢者が急病などで、消防署と連絡を取る必要がある場合、ボタン一つで通報できる機器を無料で提供します。
安心見守り通報システム事業	日常生活に不安を感じる一人暮らしの高齢者等が急病などで、消防署と連絡を取る必要がある場合、ボタン一つで通報できる機器を有料で提供します。

## 施策の方向性4 生きがいつくり・社会参加の推進

高齢者が身近な地域で生きがいつくり積極的に取り組めるよう、活動に参加しやすい環境づくりを進めるとともに、能力等を生かした生活支援の担い手として活躍できる社会参加の基盤整備を進めます。

また、高齢者が自らの経験や能力を生かし、文化・スポーツ活動や生きがいつくり活動を行うことができるよう、関係団体との連携を強化するとともに、高齢者の誰もが気軽に利用できる居場所づくりを進めます。

## 施策7 老人福祉センターの運営、老人クラブ等の支援

主な取組	概要
老人福祉センターの管理・運営	高齢者が生きがいのある生活を送れるよう、個人やグループで活動を行える場の提供や各種講座の開催等を行います。
老人クラブへの助成	高齢者の持つ経験・知識を活かしたボランティア活動や友愛活動、生きがい、健康づくり等、様々な活動を行う老人クラブ・老人クラブ連合会への支援を行います。



**施策8 地域でのつながりと交流活動の支援**

主な取組	概要
高齢者のスポーツ参加への支援	健康維持・増進を目的として、市が主催するシニアスポーツフェスティバルや老人クラブ連合会が主催する高齢者のスポーツ・レクリエーション活動などへの支援を行います。
ミニデイサービス（生きがい活動支援通所サービス）への支援	ボランティアやNPOが実施するミニデイサービス事業に対し、事業運営費の一部補助を行い、介護予防や引きこもり防止等の支援につなげます。
高齢者地域交流室の運営・活用の促進	高齢者地域交流室の運営・活用を促進することで、高齢者の生きがい活動や交流を進め、効果的な運用方法を検討します。
シルバー人材センターへの支援	高齢者の能力や経験を活用できる機会づくりとして、公益社団法人朝霞地区シルバー人材センターに対し、運営費の一部補助を行います。
シルバーサロンの提供	地域の高齢者が自由に利用できる集いの場を提供することで、地域のコミュニティ形成及び介護予防の促進を図ります。
シニア活動センター事業	シニア活動センターにおいて、シニア世代を対象に、地域活動に関する情報発信や、地域活動につながる講座等を実施します。関係機関と連携し、新たな活動の担い手づくりを推進します。
高齢者の就労支援	専門機関や関係団体等と連携しながら、地元企業と就労希望者のマッチング等の取組を進めることで、地域とのつながりや外出機会の創出を図ります。
就労的活動支援コーディネーターの配置の検討	企業など定期的に高齢者が通う場があることが社会参加の促進となり、生きがい・やりがいにつながることから、就労的活動支援コーディネーターの配置を検討します。
市民企画講座への支援	団体やサークルの自主性を尊重し、市民自らの手による学習活動が継続されるよう、相談体制の充実・活動支援を行います。
あさか学習おとどけ講座	まちづくりや税、選挙、市の制度、身近な情報などを、市や企業から市民の学習の場へお届けする「あさか学習おとどけ講座」制度の活用促進を図ります。
生涯学習ボランティアバンク事業	「学習したい」と「教えたい」をつなぎ、ボランティア登録者の一層の活躍の場や機会づくりに向けた活動を促進します。
世代間交流	老人福祉センターを利用している高齢者と児童館を利用している児童や学生との交流の機会を設ける等により、世代間交流の促進を図ります。



## 施策目標Ⅲ 高齢者支援サービスの充実

### 施策の方向性5 介護保険サービスの提供

介護を必要とする方が、住み慣れた地域で適切な介護サービスを受けられるよう、介護サービス基盤の維持・確保に努めます。

介護サービス基盤の維持・確保にあたっては、団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）を見据え、推計人口等から導かれる介護サービスの需要と供給のバランスを踏まえながら、計画的な整備を進めます。

### 施策9 居宅サービスの提供 ※各サービスの内容は資料編に記載

居宅サービスは、利用者が可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、自宅内で、または、自宅から通って利用する介護サービスのことをいいます。

主な居宅サービスは、以下のとおりです。

#### 居宅（介護予防）サービス一覧

- ①訪問介護（ホームヘルプサービス）
- ②訪問入浴介護
- ③訪問看護・介護予防訪問看護
- ④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション
- ⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導
- ⑥通所介護（デイサービス）
- ⑦通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション（デイケア）
- ⑧短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護（ショートステイ）
- ⑨短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護（医療型ショートステイ）
- ⑩福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与
- ⑪特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入
- ⑫住宅改修・介護予防住宅改修
- ⑬特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）
- ⑭居宅介護支援・介護予防支援

## 施策 10 地域密着型サービスの提供 ※各サービスの内容は資料編に記載

地域密着型サービスは、可能な限り住み慣れた自宅や地域で生活していくため提供されるサービスです。原則として、サービスの利用は本市の介護保険被保険者の方に限られます。

主な地域密着型サービスは、以下のとおりです。

今後は、介護や看護が必要な人の在宅生活を支援する「看護小規模多機能型居宅介護」の整備を進めます。

### 地域密着型サービス一覧

- ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護（※要支援1・2の方は利用できません。）
- ②認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）
- ③小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
- ④認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
- ⑤地域密着型特定施設入居者生活介護（※要支援1・2の方は利用できません。）
- ⑥地域密着型介護老人施設入居者生活介護（小規模特養）
- ⑦地域密着型通所介護・療養通所介護（※要支援1・2の方は利用できません。）

## 施策 11 施設サービスの提供 ※各サービスの内容は資料編に記載

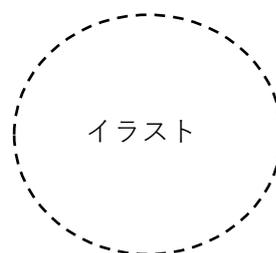
施設サービスは、自宅での介護が困難な場合、施設に入所して受ける介護サービスのことをいいます。

主な施設サービスは、以下のとおりです。

なお、「介護療養型医療施設」は、令和5年度（2023年度）末で廃止となり、介護医療院に転換されています。

### 施設サービス一覧

- ①介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）（※要支援1・2の方は利用できません）
- ②介護老人保健施設（※要支援1・2の方は利用できません）
- ③介護医療院（※要支援1・2の方は利用できません）



コラム

市内入所・入居施設の利用定員（令和6年（2024年）3月31日時点）

圏域	広域型サービス			地域密着型サービス			住宅型サービス	
	特別養護 老人 ホーム	介護老人 保健施設	介護付き 有料老人 ホーム	グループ ホーム	小規模 多機能	小規模 特養	住宅型 有料老人 ホーム	サービス 付き高齢者 向け住宅
第1圏域	花水木の里 (100)	つつじの郷 (100)	朝霞 ケアパーク そよ風 (60)	ときわ (18)		-	-	-
	内間木苑 (70)		ニチイ ホーム 朝霞 (69)					
	内間木苑 ユニット型 (50)	グリーン ビレッジ 朝霞台 (150)						
第2圏域	-	-	SOMPO ケア ラヴィーレ 朝霞 (84)		-	-	ベストライフ 志木 (104)	ミアヘルサ オアシス朝霞 (45) オウカス志木 (145)
第3圏域	ハレルヤ (80)	ケアライフ 朝霞 (125)	コンフォルト 朝霞 (80) イリーゼ朝霞 (60)	彩花 (18)	-	朝霞苑 (29)	みつば レジデンス 朝霞 (19)	モーニング パーク朝霞 シニア ルーム (34)
第4圏域	-	-	ふるさと ホーム朝霞 (88) プレザン メゾン朝霞 (55)		-	-	ガーデン コート 朝霞 (31)	
第5圏域	朝光苑 (75)	-	ベスト ライフ朝霞 (51) みんなの家 ・朝霞膝折 (33)	桜ヶ丘 (18)	小規模多機能 ホーム桜ヶ丘 (29)	-	住宅型有料老 人ホーム (68) ※令和6年 みつばメゾン 朝霞膝折 (23)	-
第6圏域				つつじの里 (27)	多機能 ホーム 安心の おせわ〜く (29)		住宅型有料 老人ホーム (25) ※令和5年	サービス付き 高齢者 向け住宅 ひいらぎ の里 (27)
				ひいらぎの里 (15)				
				ミアヘルサ きずな ホーム朝霞 (18)				
合計	375	375	580	114	58	29	270	251



## 施策の方向性6 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

高齢者が住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らし続けられるよう、専門職と連携を図り、会議や意見交換の場等を活用して自立支援・重度化防止に向けた取組を推進します。

また、在宅生活への支援として、在宅医療と介護の連携体制の整備に努めるとともに、介護者に対する支援の充実を図ります。

### 施策12 在宅医療・介護連携の推進

主な取組	概要
在宅医療・介護連携推進会議の開催	関係団体の代表者が参画する在宅医療・介護連携推進会議を開催し、市の取組の方向性や具体的な事業について協議するとともに、より充実した連携体制の整備に取り組みます。
多職種合同研修及び意見交換会の開催	医療・介護職など多職種合同研修会及び意見交換会を開催し、分野における制度や専門知識等の習得と職種や役割に対する理解を深めるなど多職種間の交流と連携推進に取り組みます。
情報共有の体制整備	関係団体の代表者で組織する作業部会で作成した情報連携シートを活用するなど、医療情報と介護情報を速やかに共有し、円滑に支援できるよう体制整備に努めます。
地域包括ケア支援室との連携強化	朝霞市、和光市、新座市、志木市の4市に共通する医療と介護の連携に係る課題解決に向けた取組を実施していくため、連絡会議などを通じて、地域包括ケア支援室との連携強化を図ります。
入退院支援ルールの実用の促進	医療と介護の切れ目のない支援を提供するため、要介護者等の入退院時に病院と在宅関係者が患者情報を共有する標準的なルールである「朝霞地区入退院支援ルール」の実用を促進します。
人生のエンディングを考える機会の創出	自分らしく尊厳を持って、人生の最終段階をどう迎え、どう生きるかを考える機会を創出し、必要な情報を提供できるよう医療などの関係機関と連携して取り組み、医療と介護の連携の意義や必要性、ACP（人生会議）などについて、パンフレット等により市民への意識啓発を行います。



### 施策13 家族介護者への支援の充実

主な取組	概要
徘徊高齢者等位置検索システム事業	徘徊行動のある認知症の人の家族に対し、徘徊時の位置検索を行う機器の貸与を実施し、介護する家族の身体的・精神的負担、経済的負担等の軽減に資する支援を行います。
徘徊高齢者見守りシール配付事業	徘徊行動のある認知症の人の家族に対し、早期発見、保護を目的とするシールを配付し、介護する家族の身体的・精神的負担等の軽減に資する支援を行います。
紙おむつ支給事業	在宅で寝たきりまたは重度の認知症の高齢者に対して紙おむつを支給し、介護する家族の経済的負担等の軽減を図ります。
車いすの貸出	ケガなどで一時的に車いすが必要になった高齢者に、2週間を限度に車いすの貸出を行います。
ねたきり老人等手当の支給	65歳以上の方で、6か月以上寝たきりまたは重度の認知症の状態にある方や家族の経済的負担を軽減するため、手当を支給します。
介護者(ケアラー)の支援	介護、看護、日常生活上の支援、その他の援助を行っている方(ケアラー)に対して、孤立や離職、学業への支障などに至らないように、介護サービス等の効果的な活用に努めるとともに、介護者の相談支援を行います。また、障害・子育てなどの複合的な内容においても、関係部署と連携して支援します。

### 施策14 自立生活支援の推進

主な取組	概要
高齢者等移送サービス	寝たきりまたは常時車いすを利用している高齢者等が、医療機関や介護保険施設等を利用する際の移送用車両の利用料金を補助することで、経済的負担の軽減を図ります。
訪問理美容サービス	加齢に伴う身体機能の低下や病気により、理容・美容店に出向くことが困難な65歳以上の在宅の方が、自宅で調髪できるように、理容・美容師が訪問する際の出張料金を負担します。
高齢者入浴助成	自宅に入浴設備がない高齢者に、公衆浴場で利用できる入浴券を交付し、生活環境の向上を図ります。



## 施策 15 外出支援の充実

主な取組	概要
バス・鉄道共通カードの交付	70歳以上の方に市内循環バス、民間バス、鉄道が利用できるバス・鉄道共通カードを交付し、高齢者の外出を支援します。
新たな外出支援策についての検討	高齢者の効果的な外出支援策について、福祉や公共交通分野などの関係部署と連携し、情報の共有を図りながら、ニーズに即した、より良い外出支援のあり方について検討を行います。
ウォーカブルなまちづくりの推進	シンボルロードをはじめ、人々が集い、憩い、多様な活動を繰り広げられる、居心地が良く歩きたくなるまちなかを目指し、まちづくりを推進します。

## 施策の方向性 7 認知症施策の推進

認知症高齢者の増加に伴い、令和7年（2025年）には、認知症施策の強化・推進が必要であることから、「認知症施策推進大綱」及び「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」を踏まえた施策を実施します。

認知症に関する理解を深めるための普及啓発活動や、認知症の予防、重症化の防止に向けた取組を進めるとともに、認知症になっても尊厳と希望を持ちながら、可能な限り住み慣れた地域で安心して、自分らしく暮らし続けられるよう、本人や家族に寄り添った適切な支援に向けた取り組みを推進します。また、地域における様々なネットワークの中で、認知症の疑いがある高齢者等を早期に発見し、適切な支援へつなげられる体制を拡充するとともに、若年性認知症や高次脳機能障害についても、埼玉県や関係部署と連携しながら、啓発活動や支援ができるように努めます。

## 施策 16 認知症の正しい理解と啓発

主な取組	概要
認知症ケアガイドブック（認知症ケアパス）の活用促進	認知症について、その発症予防、軽度認知障害に関する知識の普及啓発を進め、認知症の人や家族による早期発見と、適切な対応や相談支援につながるよう、認知症ケアガイドブック（認知症ケアパス）等の活用を促進します。
認知症講演会の実施	認知症に関する理解を深めるための講演会を実施し、認知症の知識や対応等について啓発をします。



### 施策 17 認知症の早期発見・早期診断・早期対応

主な取組	概要
認知症地域支援推進員の活用促進	認知症地域支援推進員連絡会等において、認知症に関する各種事業を検討し、取組を進めます。また、専門知識を活かして、相談に応じます。
認知症初期集中支援チーム会議の開催	認知症の疑いのある高齢者やその家族に、早期に適切な医療や介護サービスを提供できるよう、支援体制の充実を図ります。
認知症チェッカーシステムの管理委託	スマートフォンで気軽に認知症状をチェックできる環境の整備を行い、認知症の早期発見を図ります。

### 施策 18 認知症の人とその介護者への支援

主な取組	概要
認知症家族介護教室	認知症または認知症の疑いのある高齢者やその家族を対象に、認知症に関する知識の習得、介護に対する不安・負担の軽減を目的とした介護教室を開催します。
認知症介護家族のつどい（知恵袋）の開催	認知症の人の家族を対象に、介護に対する不安や負担の軽減などを目的とした介護者同士の交流の場として「認知症介護家族のつどい（知恵袋）」を開催します。
オレンジカフェ（認知症カフェ）	認知症の人や家族、地域の方が集う「オレンジカフェ（認知症カフェ）」を圏域ごとに定期開催することで、認知症の人と家族への支援を図るとともに、地域の方の認知症への理解を促進し、認知症の人と家族への支援の充実を図ります。
徘徊高齢者等位置検索システム事業【再掲】	徘徊行動のある認知症の人の家族に対し、徘徊時の位置検索を行う機器の貸与を実施し、介護する家族の身体的・精神的負担、経済的負担等の軽減に資する支援を行います。
徘徊高齢者見守りシール配付事業【再掲】	徘徊行動のある認知症の人の家族に対し、早期発見、保護を目的とするシールを配付し、介護する家族の身体的・精神的負担等の軽減に資する支援を行います。



### 施策19 認知症の人と共に生きる地域づくり

主な取組	概要
認知症サポーター養成の促進	地域に暮らす幅広い年齢層の方を対象に、認知症に対する正しい知識と理解の普及啓発を図ることを目的とした、認知症サポーター養成講座を行い、支援者の拡充を図ります。また、サポーターになった方を対象に、ステップアップ講座を実施し、地域での支援を進めます。
認知症当事者の参加	市と地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、当事者目線に立った情報の発信に努めます。また、相談場所の拡充等について検討するとともに、認知症施策を企画し、実施する際には当事者参加を促進します。
本人・家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みの整備	認知症サポーターからステップアップを図ったメンバーを中心に、地域の企業や事業者などとの連携を図りながら、市民レベルで認知症の人やその家族のニーズに合った、具体的な支援につなげることができるチームオレンジの体制を整備します。

### 施策の方向性8 高齢者の権利擁護の推進

法律の専門職やボランティアなどと連携し、相談体制の強化と成年後見制度利用に向けた支援を進めます。また、高齢者虐待の早期発見と適切な対応に向けて、地域のネットワークの活用を図るとともに、認知症や虐待に関する知識の普及啓発等を推進します。

### 施策20 成年後見制度の普及と相談体制の充実

主な取組	概要
市民向け講座の開催	成年後見制度に関する市民向け講座を開催し、制度の周知を図ります。また、自宅で気軽に制度について学んでもらうよう、DVDの貸出について、周知啓発を図ります。
成年後見制度の利用の支援と相談体制の充実	今後、認知症高齢者等の増加が見込まれることから、相談体制の充実に努めます。また、専門職による定期相談窓口を設置するとともに、社会福祉協議会による法人後見等について検討していきます。
身寄りのいない高齢者への支援	判断能力の不十分な方で、財産管理や身上監護を要しているものの、身寄りの方がいない場合に、市長による法定後見の開始の審判の申立てを行うとともに、成年後見人等の報酬を助成します。



## 施策 21 高齢者虐待防止の推進

主な取組	概要
虐待防止研修会の開催	高齢者虐待についての正しい理解と、虐待の早期発見・早期対応に向けて、介護サービス事業者を対象とした研修会・講演会などを実施し、広く啓発を行います。
虐待防止体制の整備	介護施設従事者等による高齢者虐待を防止するため、虐待防止研修会を開催するとともに関係機関との連携を強化し、高齢者虐待防止の体制の整備に努めます。
虐待の発見時の対応	高齢者虐待を発見した（通報を受けた）ときには、地域包括支援センターなどの関係機関と連携し、迅速な実態調査などを通じて高齢者の安全を確保します。 また、養護者による虐待の場合には、養護者を支援することにより虐待の解消を図ります。

## 施策 22 高齢者を詐欺などから守る支援

主な取組	概要
消費者被害の防止	悪質商法や架空請求など、高齢者の消費生活に関する被害を未然に防止するため、消費生活相談の充実を図るとともに、通話録音装置の貸出しを行います。 また、消費生活センターや関係機関との連携を図るとともに、消費者被害事例などの情報発信に努め、市民の消費生活被害に関する危機意識の醸成を図ります。
権利擁護が必要なケースの早期発見	権利擁護に関する様々な研修会等に参加するとともに、平時から関係機関との情報共有を図り、権利擁護が必要なケースの早期発見・早期対応に努めます。

イラスト

## 施策の方向性9 安定した住まい確保の推進

住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、安定した住まい確保にむけた支援を行います。また、生活面に困難を抱える高齢者に対しては、関係機関と連携し、住まいと生活の一体的支援を推進します。

### 施策23 老人福祉法に基づく施設サービスの提供

主な取組	概要
養護老人ホームへの入所支援	環境上の理由（入所措置基準によるもの）及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な方に対して、養護老人ホームへ入所してもらい、自立した日常生活を送ることができるようにします。

### 施策24 その他の高齢者の多様な住まいの確保にむけた支援

主な取組	概要
高齢者住宅の提供または住替家賃補助	民間アパートなどに住む高齢者が、老朽化等を理由に転居を求められた際に、住宅の提供または家賃の一部を助成することで、高齢者の生活の安定を図ります。
住宅改善費の助成	居室等の改修が必要な場合、介護保険の住宅改修支給限度額を超えた分の費用に対して助成します。また、介護保険で非該当（自立）と判定された方や介護保険未申請の方に対しても、介護予防の必要性が認められる場合、改修費用の一部を助成します。
住宅確保に向けた情報提供の整備	関係部署との連携により、住宅支援に関する情報提供等の拡充を図ることで、住宅確保要配慮者などへの支援を進めます。
高齢者が安心して暮らせる多様な住まいの情報提供	県と連携を図り、サービス付き高齢者向け住宅や住宅型有料老人ホームなど、多様な住まいの情報提供に努めます。
住まいと生活の支援の一体的な実施	生活面に困難を抱える高齢者に対して、生活困窮者対策や養護老人ホーム等の現行の取組とも連携しながら、住まいと生活の支援を一体的に実施します。



## 施策目標Ⅳ 高齢者支援体制の充実

### 施策の方向性 10 地域包括支援センター機能の強化

地域包括ケアシステムを構築する上で中心的な役割を担っている地域包括支援センターの業務は、高齢化の進展を背景に、増加の一途をたどっています。

各種業務の質の向上に努めるとともに、今後、相談件数の増加や、高齢者とその周りの人だけでなく、障害者や子どもなど、問題の複雑化・多様化に対応することが求められるため、重層的な支援体制を整備するなど、地域包括支援センターの機能強化を図ります。

### 施策 25 地域包括支援センターの体制整備

主な取組	概要
地域包括支援センターの職員体制の充実	今後も高齢者人口の増加に伴い、地域包括支援センターが担う業務の増加や複雑・多様化する相談に対応するため、必要に応じた職員体制の充実に努めます。
基幹型地域包括支援センターの設置	日常生活圏域ごとの情報を共有し、各地域包括支援センターが相互に連携した効果的な取組につながるよう、地域の基幹となって支援する、基幹型地域包括支援センターの設置に向けて整備を進めます。

### 施策 26 地域包括支援センターの役割機能の強化

主な取組	概要
包括的総合相談の実施	地域共生社会の実現に向け、分野を超えた地域の生活課題について総合的に相談に応じるとともに、重層的かつ複合的な支援が行えるよう、関係機関と連携し、包括的総合相談に取り組みます。



## 施策の方向性 11 地域生活支援体制の整備

高齢化が進む中、元気な高齢者はもちろん、支援や介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、公的サービスや制度だけではなく、住民同士の支え合いの取り組みを充実させ、住民・協議体・生活支援コーディネーターが一体となって地域づくりを進めていきます。

### 施策 27 地域ケア・生活支援体制の充実

主な取組	概要
第2層協議体の活動支援	地域ごとに配置している生活支援コーディネーターと協力し、第2層協議体で把握した課題から見える、市全域の課題に対する取組などの検討を円滑に行えるよう、活動を支援します。
第1層協議体の開催	第1層協議体を定期的で開催し、第2層協議体で把握した課題から見える、市全域の地域課題に対する取組や、つながりづくりを推進する取組などの共有や検討を行います。
自治会・町内会との連携の促進	第1・2層協議体活動などを通じて、地域とのつながりづくりの重要性に関する意識の向上を図るとともに、地域のコミュニティの要である自治会・町内会との連携を進めます。
地域助け合い活動の担い手の支援	より多くの住民主体の活動が立ち上がるように、地域の助け合い活動の担い手を関係機関と連携し、支援します。
市民向け講座の開催	対象を高齢者に限定しない市民向け講座を開催し、地域包括支援センターが把握する地域のニーズに応じて、計画的に実施します。
自立支援型地域ケア会議の開催	自立支援型地域ケア会議を開催し、地域包括支援センター及び居宅介護事業所のケアマネジャーが担当する個別ケースの支援について、専門多職種で構成するアドバイザーから助言をもらい、ケアマネジャーの資質向上と地域課題の把握に努めます。
地域ケア推進会議の開催	自立支援型地域ケア会議などから把握した地域課題を分析し、地域に必要な資源等を検討するため、多職種や地域の関係者等で組織する地域ケア推進会議を開催します。
生活支援員派遣事業	介護保険の要介護・要支援認定で非該当（自立）と判定されたが、生活援助が必要な方など、一定の要件に該当する高齢者への日常生活を支援するため、生活支援員を派遣します。



主な取組	概要
家庭ごみ訪問収集事業	自らのごみを、ごみ集積所に持ち出すことが困難な世帯に対して、戸別に訪問収集を実施します。

### 施策 28 切れ目のない支援・サービス提供体制の整備

主な取組	概要
他機関等との連携体制の整備	高齢者の自立支援・重度化防止の推進に向けて、切れ目のない支援・サービスが提供できるよう、医療職や介護職、庁内関係部署のほかに、地域の活動団体や自治会・町内会、民生委員・児童委員等と連携する体制を整備します。
地域生活支援情報の見える化	GIS（地理情報システム）を活用し、介護施設や福祉避難所の場所、市内活動団体の活動場所など、地図上で誰もが簡単に情報を取得できる仕組みづくりを構築することで、充実した情報の提供に努めます。

写真、コラムなど

## 施策の方向性 12 介護保険制度の適切な運営

介護を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で適切な介護サービスを受けられるよう、質・量ともに適正なサービス提供の維持・確保に努めます。

また、介護人材の確保に向けた取組や介護現場における業務の効率化など、介護事業者に対する支援を推進することで、介護保険事業の適切な運営を図ります。

### 施策 29 介護給付適正化の実施

主な取組	概要
要介護認定の適正化	<p>介護給付を必要とする高齢者が適切に介護認定されるよう、すべての認定調査の内容について点検、確認を行うとともに、適切かつ公平な要介護認定の確保を図ります。また、認定調査員に対して適切な要介護認定の確保のために、研修機会の充実を図ります。</p>
ケアプラン点検	<p>介護給付を必要とする高齢者が真に必要とするサービスを、事業者が適切に提供するように促すことで、適切なサービスの確保と費用の効率化を目指します。そのため、国の「ケアプラン点検支援マニュアル」を活用し、ケアプランの点検強化を行い、ケアマネジメント等の質の向上に取り組みます。</p> <p>また、改修工事を行おうとする高齢者宅の実態確認や工事見積の点検、竣工前後の確認を行い、高齢者の状態に適した住宅改修を推進します。</p> <p>さらに、福祉用具購入や貸与の際に、専門職等が関与し、その必要性や利用状況等を点検することで、高齢者の状態に応じた必要な福祉用具の利用を進めます。</p>
医療情報との突合・縦覧点検の実施	<p>介護サービス受給者の後期高齢者医療保険や国民健康保険の入院などの医療情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求を防止します。</p> <p>また、介護サービス受給者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払い状況（請求明細内容）を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行い、請求内容等の誤りを早期に発見し、適切な処置を行う縦覧点検を実施します。</p>



### 施策 30 介護保険制度の適切なサービス利用と普及啓発

主な取組	概要
介護保険制度に関する普及啓発	介護保険制度に関する市民向けの説明会を開催する等、制度の仕組みや介護予防の必要性について啓発します。
介護保険料の納付に関する相談の実施	介護保険料について、被保険者ごとに納付計画を作成するなど、確実に納付されるように努めるとともに、介護保険料の支払いが困難な方に対する相談支援を行います。
介護保険利用者負担軽減対策費補助金の交付	低所得者を対象に、介護サービスを利用した際の利用料の一部を補助することで、経済的な負担を軽減し、介護サービスの適切な利用を図ります。

### 施策 31 介護事業者の支援

主な取組	概要
介護事業者の事業継続の支援	各種報酬加算の内容・算定要件等を事業者にも周知するとともに、事業者からの届出等に際し、必要に応じて助言を行います。また、災害などが発生した場合でも事業が継続できるよう、必要に応じて、支援します。
事業者間の連携支援	介護事業者間の連携を推進するため、事業者集団指導等の機会を活用するほか、地域密着型サービスを中心に、情報共有を図ります。
介護事業者に対する運営指導・集団指導の実施	居宅介護支援事業所や地域密着型サービス事業所に対して、利用者の保護と適正な介護保険事業の運営面から、各事業所に出向いて検査する運営指導を行うほか、適切な事業所指導を行います。また、サービス提供種別ごとの事業者が必要とする制度改正や市の施策などの情報提供等を行う集団指導を行います。



### 施策 32 介護人材の確保支援

主な取組	概要
介護に関する入門的研修の開催	介護職に関心を持つ介護未経験者に対し、介護に携わる上での基本的な知識の研修を行い、介護分野への参入を促進します。
入門的研修修了者と介護事業者とのマッチング支援	介護に関する入門的研修の修了者について、介護施設・サービス提供事業者との就労マッチング支援を行い、研修修了者の介護分野への参入を促進することで、介護人材の確保に努めます。
人材確保のための啓発	介護人材確保のために介護施設などへの就業が促進されるように就業希望者に対する取組への協力を行います。

### 施策の方向性 13 災害時支援体制の整備

災害によって起こり得る事故を未然に防ぐための取組や、近年、多発化している災害に備え、地域の関係機関との連携を強化し、防災体制の支援の充実を図るなど、非常時に向けた対策を推進します。

また、引き続き、感染症対策に留意した各種事業を推進します。

### 施策 33 防災体制の支援

主な取組	概要
家具転倒防止器具等設置費の補助	災害時など有事の際に家具が転倒することを防止するため、65歳以上の方のみで構成されている高齢者世帯に対して、家具転倒防止器具等の設置工事の費用の一部を補助します。
福祉避難所の拡充	避難所生活において特別な配慮を必要とする要配慮者を受け入れるための設備や人材が備わった福祉避難所を拡充します。
感染症予防対策を徹底した事業の実施等	会議や研修会、協議体や地域活動等、不特定多数の方が集まる高齢者福祉及び介護保険の各種事業において感染症予防対策を推進するとともに、介護事業所の感染症予防対策を支援します。



### 施策 34 地域の関係機関との連携の強化

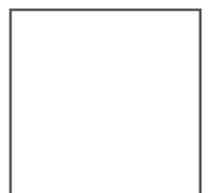
主な取組	概要
避難行動要支援者台帳の活用	<p>避難行動要支援者に対して、災害発生時の避難行動を迅速に進めるために避難行動要支援者台帳への登録を推奨します。</p> <p>また、自治会・町内会や近隣住民との、日頃からのつながりづくりを促進するとともに、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域包括支援センター等が情報を共有し、支援体制の構築を関係機関と連携して進めます。</p>
地域との連携の推進	<p>災害への対応においては、地域との連携が不可欠であることから、避難訓練等の実施にあたっては、地域住民の参加が得られるように、普段から地域と密に関わりを持つとともに、有事の際に介護施設と地域が迅速に協力し合えるように、地域との連携を推進します。</p>

写真、コラムなど

写真、コラムなど



### **第3章 介護保険事業の見込みと保険料の設定**





## 第1節 介護保険料の算定手順

第1号被保険者保険料は、令和3年度（2021年度）から令和5年度（2023年度）の実績を基に、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの介護保険サービス利用者数や総給付費の推計を行い、次の手順で算出されます。

### ① 被保険者人数の推計

本市の人口推移の過去の趨勢より、令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの65歳以上の被保険者人数を推計します。

### ② 認定者数の推計

厚生労働省作成の地域包括ケア「見える化」システムを用いて令和8年度(2026年度)までの要支援・要介護認定者数を推計します。

### ③ 介護保険サービス量の推計

過去の各サービスの利用実績や将来の認定者数（②の値）及び施策展開による各サービスの利用推移等の予測を基に、各年度・各サービスごとの利用人数及び利用回数（利用量）を推計します。

### ④ 総給付費の推計

介護保険サービス量の推計（③の値）を基に、総給付費の見込額を算定します。

### ⑤ 第1号被保険者の介護保険料負担額の推計

④で算定した総給付見込額を基に算定した保険給付に要する費用（標準給付費）並びに地域支援事業費の見込額から第1号被保険者の負担額を算定します。

### ⑥ 保険料基準額の算定

⑤で算定した第1号被保険者の負担額に基づき、第1号被保険者の所得の分布状況や介護給付費準備基金の取り崩しなどを踏まえ、保険料基準額（年額）を算定します。

**第2節 介護保険サービスの利用見込み**

第9期計画における介護保険サービスの利用見込みは、厚生労働省作成の「地域包括ケア「見える化」システム」を基に算出しています。

**1. 給付サービス量の推計**

(単位：月あたりの利用人数・回数・日数)

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
居宅サービス					
①訪問介護	回				
	人				
②訪問入浴介護	回				
	人				
③訪問看護	回				
	人				
④訪問リハビリテーション	回				
	人				
⑤居宅療養管理指導	人				
⑥通所介護	回				
	人				
⑦通所リハビリテーション	回				
	人				
⑧短期入所生活介護	日				
	人				
⑨短期入所療養介護	日				
	人				
⑩福祉用具貸与	人				
⑪特定福祉用具購入費	人				
⑫住宅改修費	人				
⑬特定施設入居者生活介護	人				
地域密着型サービス					
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人				
②認知症対応型通所介護	回				
	人				
③小規模多機能型居宅介護	人				
④認知症対応型共同生活介護	人				
⑤地域密着型特定施設入居者生活介護	人				
⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人				
⑦看護小規模多機能型居宅介護	人				
⑧地域密着型通所介護	回				
	人				



区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
施設サービス					
①介護老人福祉施設	人				
②介護老人保健施設	人				
③介護療養型医療施設	人				
④介護医療院	人				
居宅介護支援	人				

※厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムによる推計値

## 2. 介護予防サービス量の推計

(単位：月あたりの利用人数・回数・日数)

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防サービス					
①介護予防訪問看護	回				
	人				
②介護予防訪問リハビリテーション	回				
	人				
③介護予防居宅療養管理指導	人				
④介護予防通所リハビリテーション	人				
⑤介護予防短期入所生活介護	日				
	人				
⑥介護予防短期入所療養介護	日				
	人				
⑦介護予防福祉用具貸与	人				
⑧特定介護予防福祉用具購入費	人				
⑨介護予防住宅改修	人				
⑩介護予防特定施設入居者生活介護	人				
地域密着型介護予防サービス					
①介護予防認知症対応型通所介護	回				
	人				
②介護予防小規模多機能型居宅介護	人				
③介護予防認知症対応型共同生活介護	人				
介護予防支援	人				

※厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムによる推計値



### 第3節 第9期介護保険事業費

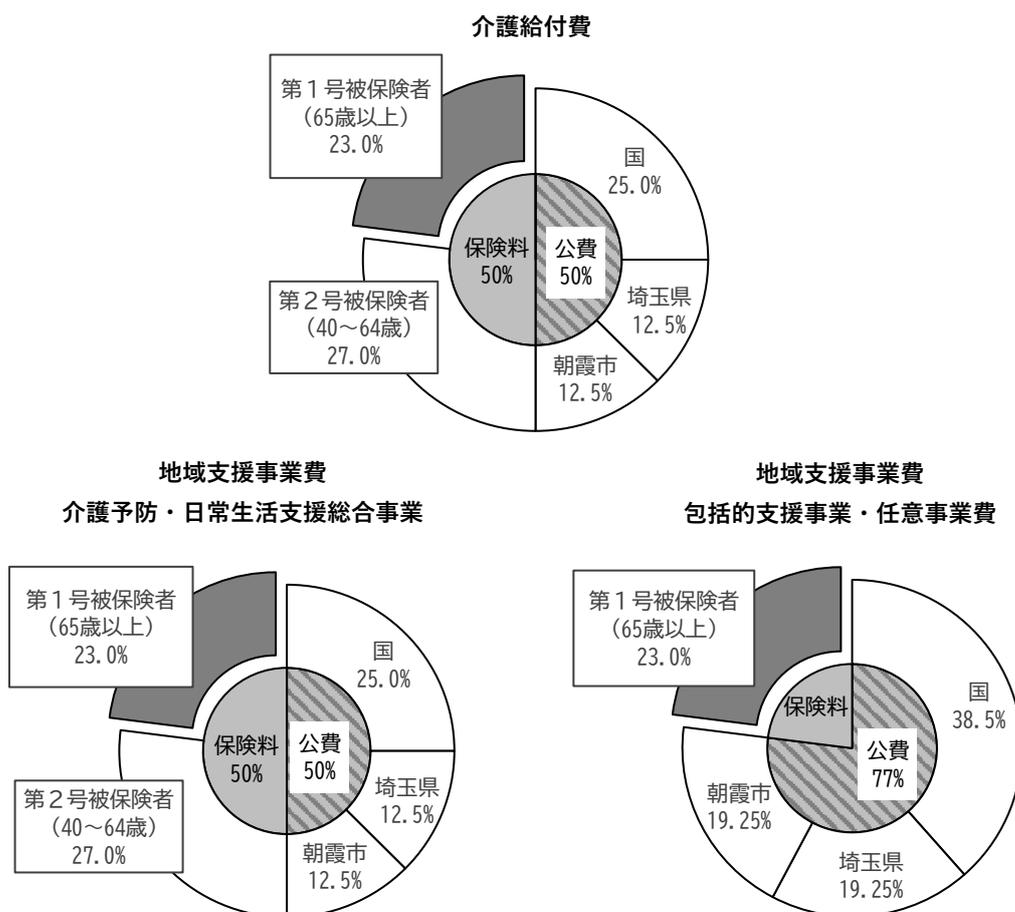
#### 1. 財源構成

介護保険給付等にかかる費用は、半分を公費（国・埼玉県・朝霞市）で、残りの半分を第1号被保険者と第2号被保険者が納付する保険料によって賄います。

地域支援事業費のうち、包括的支援事業及び任意事業については第2号被保険者の負担はなく、その分は公費で補填されています。

第1号被保険者と第2号被保険者の保険料負担割合は、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の人口割合によって、3年ごとに決定されます。第9期計画においては、第1号被保険者の負担割合は23%、第2号被保険者の負担割合は27%となります。

本市の第1号被保険者の保険料の算定にあたっては、本計画の3年間の標準給付見込額及び地域支援事業費見込額の23%が賄えるよう、保険料水準を定めることとなります。



## 2. 介護給付サービス費等の推計

### ① 介護給付サービス費の推計

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
居宅サービス				
①訪問介護				
②訪問入浴介護				
③訪問看護				
④訪問リハビリテーション				
⑤居宅療養管理指導				
⑥通所介護				
⑦通所リハビリテーション				
⑧短期入所生活介護				
⑨短期入所療養介護				
⑩福祉用具貸与				
⑪特定福祉用具販売				
⑫住宅改修				
⑬特定施設入居者生活介護				
地域密着型サービス				
①定期巡回・随時対応型訪問介護看護				
②認知症対応型通所介護				
③小規模多機能型居宅介護				
④認知症対応型共同生活介護				
⑤地域密着型特定施設入居者生活介護				
⑥地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護				
⑦看護小規模多機能型居宅介護				
⑧地域密着型通所介護				
施設サービス				
①介護老人福祉施設				
②介護老人保健施設				
③介護療養型医療施設				
④介護医療院				
居宅介護支援				
介護給付費計(1)				

※厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムによる推計値



### 第3章 介護保険事業の見込みと保険料の設定

#### ② 予防給付サービス費の推計

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防サービス				
①介護予防訪問看護				
②介護予防訪問リハビリテーション				
③介護予防居宅療養管理指導				
④介護予防通所リハビリテーション				
⑤介護予防短期入所生活介護				
⑥介護予防短期入所療養介護				
⑦介護予防福祉用具貸与				
⑧特定介護予防福祉用具購入費				
⑨介護予防住宅改修				
⑩介護予防特定施設入居者生活介護				
地域密着型介護予防サービス				
①介護予防認知症対応型通所介護				
②介護予防小規模多機能型居宅介護				
③介護予防認知症対応型共同生活介護				
介護予防支援				
予防給付費計(Ⅱ)				

※厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムによる推計値

#### ③ 標準給付費の推計

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
標準給付費見込額(A)				
総給付費(Ⅰ) + (Ⅱ)				
特定入所者介護サービス費等給付額				
高額介護サービス費等給付額				
高額医療合算介護サービス費等給付額				
算定対象審査支払手数料				
審査支払手数料支払件数(件)				

※厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムによる推計値



### 3. 地域支援事業費の推計

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和22年度
介護予防・日常生活支援総合事業				
介護予防・生活支援サービス事業費				
訪問介護相当サービス				
訪問型サービス A				
訪問型サービス B				
訪問型サービス C				
通所介護相当サービス				
通所型サービス A				
通所型サービス B				
通所型サービス C				
介護予防ケアマネジメント他				
一般介護予防事業				
介護予防把握事業				
介護予防普及啓発事業				
地域介護予防活動支援事業				
一般介護予防事業評価事業				
地域リハビリテーション活動支援事業				
その他の介護予防・日常生活総合事業				
包括的支援事業・任意事業				
包括的支援事業				
地域包括支援センターの運営				
包括的支援事業（社会保障充実分）				
在宅医療・介護連携推進事業				
生活支援体制整備事業				
認知症初期集中支援推進事業				
認知症地域支援・ケア向上事業				
地域ケア会議推進事業				
任意事業				
介護給付費適正化事業				
家族介護支援事業				
権利擁護等その他の任意事業				
地域支援事業費見込額（B）				

※厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システムによる推計値



#### 4. 介護保険料の算定（第1号被保険者）

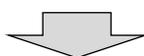
介護保険料は、第9期計画期間である令和6年度（2023年度）から令和8年度（2023年度）までの3年間の計画期間の介護サービス見込量に基づき、以下の流れで算定します。

（A）標準給付費見込額、（B）地域支援事業費見込額の合計に（C）第1号被保険者負担割合の23%を乗じて第1号被保険者の負担額を求めます。

次に（D）調整交付金不足額、（E）財政安定化基金拠出額、（F）財政安定化基金償還額を加算し、（G）介護給付費準備基金取崩額を差し引き、保険料収納必要額を求めます。

この保険料収納必要額を（H）予定保険料収納率と（I）補正第1号被保険者数で除したものが第1号被保険者の介護保険料基準額（年額）となります。

項目	区分	計画値
A	標準給付費見込額	千円
B	地域支援事業費見込額	千円
C	第1号被保険者負担割合	%
D	調整交付金不足額	千円
E	財政安定化基金拠出額	円
F	財政安定化基金償還額	円
G	介護給付費準備基金取崩額	千円
H	予定保険料収納率	%
I	補正第1号被保険者数	人



保険料基準額【年額】
$\{(A + B) \times C + D + E + F - G\} \div H \div I \quad \text{円}$



## 調整交付金

標準給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業における国の負担割合 25%のうち 5%（全国平均）は調整交付金として支出されます。これは、市町村間の高齢化の状況と第1号被保険者の所得水準の格差から生じる財政の不均衡を是正するために設けられています。

本市では、後期高齢者の割合が全国平均よりも低く、所得が高い人の割合が比較的多いため、交付割合が5%（全国平均）を下回ります。5%を下回る分（不足額）は、第1号被保険者の保険料で賄うことになります。

本計画においては、本市の調整交付金の交付割合を約3.0%（3か年平均）と推計しており、5%との差である約2.0%分は第1号被保険者の負担割合（23%）に加算して負担することになります。

## 財政安定化基金

介護給付費が計画での見込みを上回る場合や保険料収入の減少により財源不足が生じた場合に備え都道府県が設置しています。保険者が財源不足に陥った場合には一般財源から財政補填をする必要のないよう、基金から必要な資金が貸し付けられます。

基金の原資は国・県・第1号被保険者保険料からの拠出金によります。（埼玉県においては基金残高を勘案し、拠出金の納付が休止されています。）

貸し付けを受けた市町村は、次の計画期間の保険料算定において、返済に必要な額を加算して保険料を定め、基金に返済（償還）することになります。

本市は貸し付けを受けていないため、返済（償還）分を考慮する必要はありません。

## 介護給付費準備基金

計画期間中に生じた保険料剰余金を積み立て、介護給付費が見込みを上回るなどの場合に前年度以前に積み立てた額から必要額を取り崩せるよう介護給付費準備基金を設置しています。本市の基金保有額は令和5年度（2023年度）末で約4億円です。

計画期間終了時の基金保有額を次期計画期間に歳入として繰入れ保険料の上昇抑制を図ることが基金の用途の一つであるため、本計画期間においては約4億円のうち約1億5,000万円を取り崩し保険料の上昇を抑えることとしました。



### 5. 第1号被保険者の保険料段階について

第9期計画期間における介護保険料段階について、国の基準は13段階ですが、収入に応じた負担調整の結果、本市においても13段階に設定し、弾力化を図っています。

なお、第1段階から第5段階の標準所得段階区分は国の基準で定められていますが、本市の保険料率は、国が定めている保険料率（第1段階：0.3、第2段階：0.5、第3段階：0.3、第4段階：0.9）より引き下げて設定しています。

所得段階	所得段階区分	基準額に対する割合	保険料（年額）
第1段階	検討中		
第2段階			
第3段階			
第4段階			
第5段階			
第6段階			
第7段階			
第8段階			
第9段階			
第10段階			
第11段階			
第12段階			
第13段階			

※第1段階～第3段階の保険料率及び保険料（年額）は、国による「低所得者保険料軽減」がされています。



## 第4章 計画の推進にあたって

---





## 第1節 多様な主体との連携

第9期計画では、地域包括ケアシステムの深化・推進、地域共生社会の実現を目標に掲げています。

目標の実現に向けては、市民ひとり一人をはじめとする市内のあらゆる構成員が担い手となり、連携して推進する必要があります。

そこで、地域共生社会・地域包括ケアシステムの構成要素であるすべての市民・関係団体等が連携し、第9期計画記載の取組の推進にあたります。

また、国、県、県社会福祉協議会や国民健康保険団体連合会など、市外の関係組織との連携を図るとともに、企画、総務、都市建設、産業など、庁内関係部署の一層の連携を強化し、計画を推進します。

## 第2節 計画の進行管理と評価・点検

計画に基づき施策の実現が図れるよう、年度ごとに事業の達成状況を把握するとともに、保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金を効果的に活用し、PDCAサイクルの適切な運用による評価を行います。

当該評価結果は、県への報告と併せて、広く市民に公表し、透明性の確保を図ります。



# 令和5年度事業の主な取組について（上半期）

## ≪第8期高齢者福祉計画・介護保険事業計画≫

### ■地域密着型サービス事業所の整備（定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備）

令和4年度に公募した地域密着型サービスのうち、指定予定事業者が1社選定された「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」について、令和5年度中に開設されるように補助金交付申請などを支援しております。

### ■一般介護予防の実施（一般介護予防教室の実施）

健康な方でも、将来、介護の状態になることを防いだり、現在の状態を維持し、または改善する介護予防が重要であることから、各種一般介護予防教室を実施しております。

- ①体操教室の“フレッシュトレーニング教室”
- ②軽めの運動や健康講話を行う“フレイル予防のための「いきいき教室」”
- ③栄養改善指導の“けんこうサロン”
- ④社会福祉協議会に委託して実施している一般介護予防事業

### ■介護事業所に対する集団指導の実施

市が指定の権限を持つ介護保険施設等に対し、一定の場所に集めて講習等の方法により行うものです。介護保険制度の注意点等の周知や、防災講習、本年度開設予定の「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」についての講習を行いました。

### ■介護に関する入門的研修

市では、介護未経験者を対象に、志木市・新座市と合同で、「介護に関する入門的研修」を開催し、介護に関する基本的な知識と業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学んでいただいております。

また、研修の最終日には、介護事業者を会場に招致し、「介護のお仕事相談会」を実施して、研修受講者と事業者とのマッチングを行うことにより就労支援を行っており、介護事業所の人材確保を支援しております。

## ■第1層協議体の立ち上げ

第2層協議体で把握した課題から見える、市全体の地域課題やつながりづくりを推進するための取り組みなどを検討・共有するため、第1層協議体を立ち上げ、令和5年7月28日に第1回目の会議を開催しました。

第1層協議体の構成員は、第1層生活支援コーディネーター、第2層生活支援コーディネーター、社会福祉協議会、長寿はつらつ課がコアメンバーとなり、その他民生委員、地域住民、民間企業など地域課題の内容に応じてオブザーバーとして参加していただく予定であります。

## ■ACPのための共有意思決定支援を学ぶ研修会の実施

国立長寿医療研究センターが提供するACPの実践者の養成を目的とした3日間の研修プログラムで、1・2回目は相談対応力向上研修会を、3回目はフォローアップ研修会を実施しました。

受講者9名につきましては、今後、本市におけるACP推進に向けたエリアリーダーとして活動していただき、市と受講者でACPのワーキンググループを立ち上げ、地域で展開する具体的な取組の検討などを行ってまいります。

## ■災害発生時に備えた対応

### 1 個別避難計画の策定

令和3年5月に災害対策基本法が改正され、避難行動要支援者ごとにより実効性のある「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務になったことから、危機管理室、長寿はつらつ課、福祉相談課、障害福祉課、地域づくり支援課の担当者が集まり、様式を作成したところでございます。

令和4年度は、下内間木地区の9世帯を訪問して個別避難計画を作成し、今年度は、上内間木地区の47世帯の個別避難計画を作成する予定でございます。

### 2 福祉避難所の拡充

市では、福祉避難所として、13の福祉施設と協定を締結し、最大100人を受け入れられる体制を整備しておりますが、引き続き、災害時に1人でも多くの方を受け入れられるように体制整備の充実を図ってまいります。

## ■高齢者福祉サービス事業所等光熱費等高騰対策支援金

光熱費等の高騰により、高齢者福祉サービスを受託する事業所等の運営経費の増加が見込まれることから、県の補助事業の対象とならない市の契約事業者に対し、高齢者施設等光熱水費等高騰対策支援金を交付いたします。

修正事務局案

「互いに支え合い いつまでも自分らしく 笑顔で暮らせるまち 朝霞」

委員からのご意見

- ・「つながり 支え合うまちづくり 笑顔が増えて 生きがいのある暮らしづくり 朝霞」  
キーワード「増える」「支える」の反映
- ・「人と社会がつながり 支え合い いつまでも笑顔で暮らせるまち 朝霞」  
「生きがい」は個人によって価値観が違うため、外す
- ・「笑顔」、「生きがい」といった抽象的な言葉ではなく、人権保障の観点から、「高齢者が個人の尊厳を保持し」「高齢者の意思が尊重され」といった、他自治体の基本理念を参考にしてください。

当初事務局案

「人と人がつながり 支え合い いつまでも笑顔と生きがいを持って暮らしつづけるまち 朝霞」